

平成24年臨時第1回市議会会議録(第1日)

平成24年8月23日午前9時30分臨時第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	甲斐 佳代子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	福祉事務所長	梅津 俊朗
副市長	高野 道生	農林水産課長	大津 光若
教育長	藤原 喜雄	商工観光課長	古賀 義教
監査委員	平井 常雄	上下水道課長	坂梨 一広
総務部長	吉開 忠文	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
市民生活部長	坂口 祐二	教育部指導室長	藤木 文博
建設都市部長	横尾 健一	消防本部総務課長	北嶋 俊治
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	消防本部総務課庶務係長	宮本 一久
総務課長	馬場 洋輝	都市計画課長	境 秀俊
企画財政課長	松藤 泰大	建設課長	梅崎 克美
企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田 良二	環境衛生課環境衛生係長	松尾 和久
契約検査課長	石橋 慎二	総務課人事係長	松尾 浩孝
介護健康課長	更原 幸秀	総務課庶務担当係長	藤吉 裕治

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 報告第4号 専決処分の報告について（専決第5号 訴えの提起について）
- (4) 承認第5号 専決処分の承認について（専決第6号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第2号））
- (5) 承認第6号 専決処分の承認について（専決第7号 平成24年度みやま市公共下水

道事業特別会計補正予算（第1号）

(6) 議案第41号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第3号）

午前9時32分 開会

○議長（壇 康夫君）

ただいまから平成24年第1回みやま市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 会期の決定についてを議題とします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。宮本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）

皆様おはようございます。平成24年第1回臨時議会の運営につきまして、8月20日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告1件、承認2件、議案1件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日8月23日の1日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましてはお手元に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について申し上げます。

承認第5号から承認第6号までの2件と議案第41号につきましては、即決といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

ここでお諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（壇 康夫君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によりまして、11番内野英則君、12番小野茂樹君、兩名を指名します。

日程第3 報告第4号

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 報告第4号 専決処分の報告について（専決第5号 訴えの提起について）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日、ここに平成24年第1回みやま市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告第4号から議案第41号までの4件でございます。

まず、報告第4号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により定めた、みやま市長の専決事項の指定について、第2項の規定に基づき、平成24年7月5日付で専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

本件の概要といたしましては、県営農村総合整備事業において、みやま市高田町江浦町字東百姓開1017番1の用悪水路の水路整備を予定いたしておりますが、訴えの相手方が不法に水路内を護岸や床版などで占有しており、それが支障となって事業の実施ができなくなっています。

相手方に対し、占有物件の撤去、または占有物件にかかわる所有権の放棄を再三にわたり要請してきましたが、全く応答をせず、また撤去にも全く応じないため、水路明け渡し等請求の訴えを提起し、早期に事業が実施できるよう専決処分をしたものでございます。

以上、報告第4号 専決処分の報告について、御説明を終わります。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 専決処分の報告について（専決第5号 訴えの提起について）を終わります。

日程第4 承認第5号

○議長（壇 康夫君）

日程第4. 承認第5号 専決処分の承認について（専決第6号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

承認第5号、承認第6号及び議案第41号の3件につきましては、いずれも7月14日の九州北部豪雨により発生した災害の救助活動と応急対策などに関し、緊急に必要な経費に関する案件でございます。

御存じのとおり、今回の災害は活発な梅雨前線に伴う集中豪雨がもたらしたもので、本市も近年にない多大な被害をこうむりました。とりわけ、沖端川堤防の決壊による本郷地区の被害は甚大で、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

本日の臨時議会は、このたびの災害に被災された皆様の生活支援の一助として、市独自の災害見舞金を支給することを目的として開催させていただきましたが、これに伴い、緊急措置として専決処分をさせていただきました災害関連の予算につきましても、あわせて承認をいただくものでございます。

それでは、改めて承認第5号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を平成24年7月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

平成24年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ253,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,820,777千円といたしております。

九州北部豪雨による被災者の支援や災害対策本部に要する経費、瓦れき処理に要する経費など、緊急に措置する必要があるものを計上し、補正予算の専決処分を行っております。

予算の内容について御説明いたしますが、まず地方債の補正は、被災者に対する災害援護資金貸付金の財源を賄うため、県から借り入れを行うものでございます。

次に、歳入予算でございます。

14款2項1目。民生費国庫補助金33,250千円は、災害廃棄物の処理に要する経費に対するものでございます。

次に、15款1項1目。民生費県負担金86,069千円を追加いたしておりますが、災害救助法の規定による見込み額でございます。

続いて、15款2項2目。民生費県補助金は、災害弔慰金に対するものでございます。

一般財源の額は、18款2項1目。財政調整基金繰入金110,000千円の取り崩し及び19款1項1目。繰越金により計上いたしております。

21款。市債は、民生債12,500千円で、災害援護資金貸付事業債を追加いたしております。

続いて、歳出予算について御説明いたします。

3款4項1目。災害救助費は200,316千円を追加いたしておりますが、被災者の救助に要する災害救助費、災害対策本部費、災害廃棄物処理費の3つの事業を計上いたしております。

まず、災害救助費は69,140千円を計上いたしております。

応急仮設住宅とするため、民間住宅を借り上げる経費や被災住宅の応急修理援助費、また災害で亡くなられた方への災害弔慰金等のほか、災害援護資金貸付金などを追加いたしております。

次に、災害対策本部費は、災害対策業務に従事する職員の人件費を初め、災害対策にかかわる資材購入費、避難所の設営費など、36,176千円を追加いたしております。また、災害廃棄物処理費95,000千円を計上いたしております。瓦れき処理に要する経費でございます。

続きまして、8款。土木費は、公共下水道事業特別会計の災害復旧事業にかかわる繰出金を追加いたしております。

次に、11款。災害復旧費は、各種施設の災害復旧事業費につきまして、緊急を要する経費を中心に計上いたしております。このうち、11款2項1目。公共土木施設災害復旧費は、道路等にたまった災害廃棄物の処理委託料や仮復旧に要する機械借り上げ料でございます。

11款3項1目。小学校施設災害復旧費は、浸水しました上庄小学校のグラウンド整備など

に要する経費でございます。

続いて、11款4項1目、児童福祉施設災害復旧費につきましては、上庄学童保育所の消毒業務にかかわるものでございます。また、2目の公営住宅災害復旧費は、下小川団地給水ポンプ施設の浸水による復旧工事でございます。

以上、承認第5号 専決処分の承認について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで質疑を行います。質疑はありますか。13番。

○13番（中島一博君）

先ほど職員の時間外手当などの積算資料をもらいましたけど、これをちょっと見ますと、7月14日、234名の13時間で8,170千円、これをちょっと簡単に割ったら、1人35千円になるわけなんです。そうすると、15日が178名でこれが25,600円、それと7月21日から22日、これが2日分で46千円だから、23千円になるわけなんです。

それで、職員の一番安い方が幾らか、一番高い方が幾らか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

今回お願いしています時間外勤務手当の試算につきましては、職員の平均給与で一応計算をさせていただいているところです。ちょっと手元に一番安い職員の分が幾らになるかという資料はございませんので、参考までに一応試算といたしておりますのが、時間単価といたしまして、平均といたしましては、これは通常の職員の給与に対して1時間の金額を出すわけでございますけれども、通常、超勤については割り増しを支払うということで労働基準法上はなっております。25%の割り増しになっておりまして、1時間当たり2,371円、これは平均で計算をしております。この金額をそのまま時間数に掛けてするということになりますけれども、ただ深夜勤務とか休日での勤務については割り増しの時間数が異なっておりますので、若干増減いたします。トータル的には、約2,500円前後になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

13番。

○13番（中島一博君）

よかったら、幾らか出してもらわれんですか。時間だとちょっとわかりにくいからですね。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

済みません、検討しておりますので、お時間をいただければと思っております。よろしく
お願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 9 時 51 分 再開

○議長（壇 康夫君）

会議を再開いたします。

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

それでは、先ほどの質問に対しての答弁をさせていただきたいと思います。

まず、一番安い職員ということで試算をいたしましたところ、通常の間外勤務手当につ
きましては1時間当たり1,076円、一番高い職員で試算しますと、1時間当たり3,073円とい
うことです。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。13番。

○13番（中島一博君）

3問までだから、ちょっと違う質問に行きます。

住宅応急修理援助費というのは、床上浸水で520千円で60%を補助ということで312千円で
すか、この分が補助ということでいいですかね。

それと、災害救助費の一番下の食糧費で1,000千円を組んであるのは、避難所におられる
方の食糧費なのか、対策本部の食糧費か、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（壇 康夫君）

境都市計画課長。

○都市計画課長（境 秀俊君）

災害の住宅応急修理援助費の520千円の6割ということですが、これは被災件数の6割が対象ではなかろうかということでもあります。1件の限度額は520千円です。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

食糧費に関しましては、避難所を開設しておりますので、避難所に避難されている方の食糧費、それと自給困難世帯という分もございまして、自宅で食事の準備等ができなかった世帯もございましたので、その分に対する手だてもしております。その分の費用でございます。

○議長（壇 康夫君）

特別に許可いたします。13番。

○13番（中島一博君）

さっきの住宅の援助費ですけど、これは520千円が上限で、床上浸水の147件の分で60%という意味ですか。上限が520千円ということの60%で、300千円の60%、そういう捉え方でいいかどうか。

それと、さっきの食糧費は、避難人数がわかったら、何人か教えてください。

○議長（壇 康夫君）

では、もう一度、境都市計画課長のほうからお願いいたします。

○都市計画課長（境 秀俊君）

再度言います。1件の被災の限度が520千円です。そうすると、147戸が床上浸水ですが、その6割ぐらいが申請をされるだろうという6割です。（「ああ、そういう意味ね」と呼ぶ者あり）よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、続けて馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

避難所に避難されている方の人数ということでございますけれども、まず当日、14日でございますけれども、ピーク時で2,289名の方が避難されてあったと。こういう分については炊き出し等で対応している分もございます。米代とか、そういう分の費用を計上させていた

だいております。

その後については、本郷のまつばら館のみでございますけれども、そこには最終的といえますか、経過はございますけれども、ぎりぎりまで大体10世帯程度の方が避難されておりました。そのほかに、先ほど言いました自給困難世帯等がございましたので、約40人分ぐらいの食事の手配をしているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ほかに質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

この250,000千円の補正を組んでおりますが、激甚災害の指定を受けて、この項目でどれが救済金が来るのか、ちょっとよくわからんところがございますが、国・県支出金を書いてある部分と、全く一般財源だけで書いてある部分とございますけれども、どれが激甚災害指定で、国、県からの援助が来るのか、そこら辺を明確にさせていただきたいと思うんですけれども、よろございますか。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

先ほどの質問でございますけれども、激甚災害と議員のほうから御質問があったわけですが、これは災害当初の応急措置、緊急措置に係る災害救助法の補正予算でございますので、その災害救助法による助成の割合を申し上げたいと思います。

議案書の資料、後ろのほうに一覧表を載せておりますので、そちらをちょっとごらんいただきたいと思います。

まず、民生費として、災害救助費69,140千円を補正予算で計上いたしております。この中で、災害救助法による助成額は49,893千円でございます。

それから、その下の災害対策本部費、補正予算額が36,176千円でございますけれども、助成額は10分の10、36,176千円でございます。

それから、災害廃棄物処理費95,000千円の補正を組んでおりますけれども、これにつきましては、別途補助事業の対象になるようございまして、これにつきましては財源の欄で計算をいたしております。下の財源の欄でございますけれども、災害等廃棄物処理事業費補助金33,250千円の見込みでございます。

それから、土木費、公共下水道事業繰出金、補正予算額が24,300千円でございますけれども、これは単費でございます。

それから、その下の災害復旧費でございますが、これにつきましては合計で28,980千円になりますけれども、これも一応単費で考えております。単費ではございますけれども、この中で、上庄小学校運動場等に係る災害復旧費については、災害復旧事業を申請して、補助金を受領していきたいと考えております。

補助は以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

新聞にも載っておったですよ。激甚災害指定で、公共施設に関する土木工事等については、全額国のほうからやるということで、これは順序として、まだそういう公共施設に対しての——その他も含めてでございますが、全部まとめていないということなんですか。要するに、今からまとめて国のほうに申請をするという段階なんですか。もうしてしまったということなんですか。どちらなんですか。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

激甚災害法に基づく申請は、今からということでございますので、激甚災害に係る補正予算は9月の定例議会で一応補正予算として計上したいと思っておりますけれども、激甚災害法に係る補助は今から申請すると。幾らになるかはちょっとまだわからない状況でございます。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

先ほどの中島議員の続きの時間外勤務手当のことなんですけど、この議会が始まる前に控室で資料をいただきましたけど、これは時間外手当の分しか書いていないんですが、14日、15日、16日と、16日も祭日ですから、休日ということなんですけど、この休日に出られた職員の方々の分の手当というのは休日扱いでされているのか。また、お祭りとか、いろんなイベ

ントがあるときに、休日に職員の方々が出られると代休扱いとして給料を支払われておるといふふうに認識しておりますけど、そこはどういう扱いになっているか、教えてください。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

通常でございますと、例えば、スケジュール的に、いつの休日にこういう事業が入っておる、行事が入っておるからということで、事前にわかる分については事前に振りかえ命令を出しまして、代休扱いをしているところでございます。

今回の分については、緊急時の対応ということで、事前に振りかえ命令等もできないと。早急な対応が必要ということで勤務命令を出している分でございます。この分については、振りかえ等の手続はとらないということではしております。ただし、28日以降の土、日で対応している分については、振りかえを指定して、代休といいますか、そういう対応をするようなことでやっております。

○議長（壇 康夫君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

そうしますと、14日、15日、16日は休日扱いということなんでしょうけど、その休日の給与と平日の給与の差、それと先ほどの時間外手当も休日と平日での時給が違うのか、そこを教えてくださいと思います。

それと、今の説明では事前にしていないからということなんですが、これは事後では対応ができなかったのか、それを教えてください。

○議長（壇 康夫君）

吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

まず、休日振りかえの件ですけれども、先ほど総務課長が申しましたように、原則として、振りかえる場合は来週の日曜日にイベントがあるから、この日はあなたの勤務日ですと、そのかわり、この日を休みと、振りかえてやっておりますけれども、今回の場合はそういういとまもなくてやったということで、事後対応ができないかという御質問ですけれども、1つは、やっぱり災害に追われて、土、日に出た部分をまたかわりにどこかに休みを与えるとい

う処理をしてしまいますと、それも通常8週間内で割り振りをするということになりますけれども、2カ月ですかね、やっぱり忙しい中でまた休みをやるということになると、なかなか休みも自由にとれないということで、特に28日以前までの部分については超勤扱いとさせていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

時間外手当の平日、それから休日での差でございますけれども、これも労基法上の規定がございまして、通常的时间外勤務の場合は100分の125、25%割り増しをするということになっております。週休日、休み等の際には、それが35%の割り増しというふうになっております。金額的には、先ほどから言っておりますけれども、通常勤務の場合が平均2,371円、それから週休日等の際の通常的时间外勤務手当が2,561円ということになっております。約200円程度差が生じております。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「じゃあ、今の200円は平日と休日の給料の差が……」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。もう一回質問。（「いや、まださっきの答弁の中でわかんなかったことをちょっと確認しているんですけど」と呼ぶ者あり）補足。それじゃ、馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

給料自体はもう一緒ですので、あくまでも時間単価の分で、平日の分と休日との差が生じているということです。時間単価にいたしまして、平日の1時間の時間単価が2,371円になりますと。休日につきましては、時間単価が2,561円という金額になっておるということです。

○議長（壇 康夫君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

最後の質問になりますけど、そうすると、この3日間、その次の土、日も含めて、平日扱いでトータルを、勤務時間も時間外勤務も含めて計算すると、休日扱いには休日扱いとして、あと平日の分と計算すると、幾ら差額が出るかわかりませんが、その試算を大まかに

教えてもらいたいと思います。これだけの災害の中で、市内、市外を問わず、高校生も含めて皆さんにボランティアをしていただいている中で、みやま市全体も財政的に厳しい、厳しいという中であって、それぐらいの配慮があつてよかつたんじゃないかなというふうに思いますので、先ほどの総務部長の話では、事後ではできないということなんですけれども、今からでも事後でできるかどうかわかりませんが、取り扱ってもらったほうがいいんじゃないかというふうに思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

職員の時間外手当につきましては規則がございまして、それに基づいて支出をしております。これは全国どこの例でもそのような形でやっております。

それともう1つ、それとは別にボランティアの関係で御質問をいただきました。確かに、そういった面も感情的にはもちろんあると思いますけれども、私たちも全部の部分をここに計上しているわけではございません。職員が災害対策本部の命令で全て動いておりますけれども、その本部長の命令により勤務した部分についてはここに計上すると。それ以外に、休日については職員ももちろんボランティアで参加しておりますし、非番の消防職員も現場の無給ボランティアとして参加いたしております。これはボランティアですので、自発的意思でやってくれておりますけれども、把握しているだけで約200名ぐらいがボランティアとして参加してくれているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

ほか御質問ありませんか。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

ちょっと議長にお尋ねをしてから、質問させていただきたいと思っておりますが、今回のこの3款、民生費の中で、大きく3つ出してありますよね。災害救助費とか、いわゆる災害にかかわる廃棄物処理というですね。これは全部通して3回の質問になりますかね。

○議長（壇 康夫君）

基本的にはそうですね。

○17番（牛嶋利三君） 続

基本的にはそうなりますか。

○議長（壇 康夫君）

はい。ただ、もし、複数ある場合は、もう1回目に一緒に言っていただければですね。お願いいたします。

○17番（牛嶋利三君） 続

ちょっと1つ、先ほど前者の荒巻議員がこの災害救助費の中での質問で、今、総務部長のほうから説明をしていただきましたけれども、ちょっと私が聞きこぼした面があります。1点だけ、ちょっとその点についてお尋ねしますけれども、本市では、職員さんそのものも相当消防団として活躍いただいた職員さんもおってあるわけですね。有事に備えては、今回の水害のみならず、火災にしても即対応いただいております。今回のこの水害に対して、14日から15日、16日にかかると思いますが、当然ボランティアとして御活躍いただいたと思います。こうした分にかかわる今回の超勤も含めたこの起因になっておるのかどうか、これをちょっと1点だけ、先にちょっとお尋ねしたいと思います。含まれておるのか、どうなのかですね。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

職員が消防団員ということで対応している分も確かにございます。ただ、先ほど部長も申しましたとおり、本部長の命を受けて、市の業務として対応している分については手当の対象としておりますけれども、消防団員として参加している職員についてはボランティアということで対応をお願いしている分でございます。別段その分について時間外手当等を出すような形はとっておりません。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、総務課長のほうからの説明によりますと、本部からの命を受けて出る、この部分についてはこうした災害救助費としての超勤も含めた給与が出るというようなことですが、そうした場合、命を受けなくても、有事に対して、その現場に即応してあるわけですね。そうした方と命を受けられた方のこうした補償の差ですか、こうした部分が随分差異が出ないのか、

その点もちょっとよかったらお尋ねしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

議員お尋ねの件は、消防団員の皆さんに今回は大変な御苦勞をかけたということで、そういう思いからの御質問だと思います。私どもも非常にありがたい思いでございました。特に、被災現場においては、やっぱり高齢世帯もありますし、男手が足りないところもありますし、そういったところに消防団員の方たちがボランティアとして駆けつけていただいたことに対して、もう大変感謝を申し上げます。その上でございますけれども、やっぱり消防団という団体の性格ですけれども、市民の生命、財産を守ると、そういった高い志に基づきまして、高度に組織化されたボランティア組織だというふうに私は考えております。

そういった中で、何らかの手だてはできないかという御趣旨だろうと思っておりますけれども、今、当初予算の消防団非常備消防費の中に計上いたしておりますけれども、分団交付金というもので交付をいたしております。今年度の予算で22,216千円ぐらい見ておるわけです。この中身といたしましては、やっぱり訓練費だとか機械の整備費だとか、あるいは今回のような災害とか火災とか水防とかの出動とか、これは1回につき幾らという形じゃなくて、年4回程度という形を想定して、それを消防の分団運営交付金という形でお渡しして、それで、やっぱり個人対個人で、雇用関係にある関係ではございませんので、大変感謝を申し上げながらも、そういった分団交付金とか手当の中で御辛抱願いたいというように考えているところでございます。

以上でございます。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三美君。

○17番（牛嶋利三君）

ちょっとこの災害に対する廃棄物処理費の件でお尋ねしたいんですが、まずこの内訳を、95,000千円というようなことで計上されておりますけれども、処理の方法、それから量ですね、ボリューム、それから廃棄をされる品物の分別、こうしたことをちょっと概略、内訳の説明をお願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

松尾環境衛生課環境衛生係長。

○環境衛生課環境衛生係長（松尾和久君）

それでは、牛嶋議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

今回、災害廃棄物として出ている分でたくさん種類がございますけれども、まず可燃の混合ごみというふうにこちらが呼んでいる分で、要するにいろんな布団とか家具とか、要するに燃える関係で約1,750トンほどあるというふうに予測をしております。それと、畳が175トン余りあると見込んでおります。続きまして、3つ目に廃油ですね。要するに、灯油とかいろんな機械油とか、そういう廃油が2トン余りあるだろうというふうに考えております。廃タイヤが約10トン、あとたくさん金物類が出ておりますけれども、金属類が200トン、その他、それ以外でガラスとかスレート、コンクリートなどの分が約10トンほどあるんじゃないかということで、合計すると、約2,150トンほどが災害瓦れきとして環境衛生課のほうで試算をしている分でございます。

じゃあ、その廃棄物の処理方法はどうしているのかということなんですけれども、まずさっきも言いましたけれども、順番に申し上げますと、可燃の混合ごみにつきましては、福岡市のほうに約1,000トンをお願いするというので、福岡市の御協力によりまして処理をいたしまして、あと残りの750トン余りにつきましては、みやま市のほうで時間外等や休日等を利用して、少しずつですけれども、焼却処理をするなど、また家具等の木くずにつきましては、できるだけ分別をして、チップ化をしてリサイクルに回しながら処理をしていきたいというふうに考えております。

2つ目に、畳の処理につきましては、そのまま処理することは非常に困難なものでございますので、専門の業者のほうに委託をいたしまして、これにつきましては、最終的には北九州市にありますセメント工場のほうの燃料として畳の処分をしていただいております。

3つ目の廃油につきましては、廃油の許可業者のほうをお願いいたしまして、これも全てリサイクルをして、最終的には、セメント工場等の燃料として処分をするということでお願いをしております。

廃タイヤにつきましても、廃タイヤの処理業者のほうをお願いをして、これにつきましても、最終的には燃料となるものでございます。

金属類につきましては、まずいろいろ金属にまじっているものがありますので、それをシュレッダーして、金属とその他に全部分別をして、金属は金属として、売れたものにつつま

しては収入として計上いたしますし、処分費については処分費ということで処分をお願いしております。

その他、最後に申しましたガラス類、スレート類、コンクリートにつきましては、それぞれ分別をして、安定5品目という分については安定型処分場のほうに処分するとか、そういうふうなことで、一応県とも協議をしながら、法律に沿った処理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

17番。

○17番（牛嶋利三君）

総体的なこのボリューム、量ですたいね。2,150トンぐらいというような説明を受けよるけれども、これは委託費として上がっておるから、業者に委託をするとすると、単純にこれは相当な金額になりやせんですか、キロ当たりの単価からするとですね。

それと、金属くずとかといたら、御承知みたいに、今、非常にキロ単価がただでもリサイクル業者さんが回収しますよというふうなことで金になしておると思います。当然有償でのリサイクルということじゃなく、無償で回収しておるから、何か方法がありやせんかなと思います。今もどんどんやられると思うけど、今後も含めたお話をされておると思うわけですね。ですから、このことも中身をもう少し吟味いただいて処理していただければ、こうした数字が相当減額されるんじゃないかなというふうに思います。

それともう1点、ちょっとお尋ねなんですけど、あつてはいかんことなんですけれども、こうした水害等、いわゆる火事場泥棒じゃございませぬけれども、今回のこの水害では相当数、本市でも本郷地区のみにかかわらず、随分御苦労いただいて、対応いただいておりますけれども、ふだんに一般家庭から出る廃棄物として処理すれば、金が相当数かかる、そういったものをその事に及んで、水害であるかのように言って処理をされておるといふようなことも随分聞いております。その関係はいかがですかね。

○議長（壇 康夫君）

牛嶋議員に確認します。もう3回終わっていますけど、ほかになれば、あわせて質問して——いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○17番（牛嶋利三君）続

そしたら、今、この資料をもとに説明をいただいたと思いますので、後ほどでいいから、積算された資料の関係のコピーでよろしゅうございますから、いただけますかね。そのことも含めて、ちょっと……。

○議長（壇 康夫君）

それでは、答弁をお願いします。松尾環境衛生課環境衛生係長。

○環境衛生課環境衛生係長（松尾和久君）

それでは、今回、災害ごみ瓦れきの専決に当たりまして、積算しておる資料につきましては、後で牛嶋議員のほうにコピーを差し上げたいと思います。

それと、先ほど金物類の関係をちょっと言われましたけれども、この金物類につきましては、議員が御指摘のように、非常に有価で売れるということもありまして、八女、柳川等もお話をしておりますけれども、非常にそのような仮置き場からそのまま持っていってしまうというようなことが非常に多く出ているというふう聞いておりますけれども、みやま市につきましては、なるべく早く回収するようなことでやりましたので、その分についてはそういうふうな窃盗がないようなことで配慮をしてきたつもりでやってきておりますので、御報告したいと思います。（「ちょっと済みません。私が説明不足で、質問の中でちょっと行き違いがあつておるようですが、一般家庭から、例えば、私の家庭から処理処分するのに有償でやるためには相当数金がかかりますよと。だから、今回、この水害に乗じて、水害で非常に迷惑しているんだというふうなことで出されるというような話も聞き及んでおりますから、そうしたこともないように、またあれば大変なことだし、そうしたことも含めてよろしくをお願いしますということです」と呼ぶ者あり）

そのような水害以外のものが持ち込まれないように、市としても立ち会い等を十分やってきたつもりでおりますし、今後もそういうことがないようにですね。そういうことがありますと、災害の補助金につきましても減額される可能性がありますので、それについては十分配慮したいと思います。（「よろしくをお願いします。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

ほかにございませんか。2番野田力君。

○2番（野田 力君）

ちょっと教えていただきたいと思っておりますが、被災住宅の応急修理援助費なんですけれども、520千円ということで、確かに畳とか、それから下水、排水関係の修理とかは520千

円もあれば何とかなるかなと思います。ただ、応急的とありますので、もう実際見ましたら、全壊とか半壊とかあるわけですが、そういったときの場合の全壊、半壊の人たち、まだこれ以上の相当な被害を受けた人がおられますので、そこいらの部分も一緒に520千円に対応されるのか、ちょっと心配するものですから、そこいらを教えてくださいたいと思っております。

それから、被災者の住宅家財道具が160千円ということでございます。布団とか応急的な家財が確かにそれくらいで最小限、何とかしのげるかなと思いますけれども、今、随分家電がいろいろありますものですから、相当家財道具は本当は大変な金がかかるだろうと思っております。これも160千円でございますが、160千円は何か基準があつて、そして12世帯かなと思ひまして、ちょっと少ないなと思っておりますが、その辺を御説明をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

境都市計画課長。

○都市計画課長（境 秀俊君）

520千円についての金額ですけれども、全壊じゃなくて、今修理をしたら住める、そういう家の最低の広さの復旧を目指しておる金額です。いいでしょうか。（「だから、全壊とか半壊はどういうふうな対応になっておるのか」と呼ぶ者あり）

そいけん、この制度じゃない制度でお願いしたいということです。（「それは道があるわけですね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

説明が悪かったかもしれませんが、質問に対しての——その以外がどういうふうになるのかということになりますので、それはまた別のほうで対応できるということですね。御心配はされなくてもいいという状況ですね。

それから、家財の関係が160千円ですか。そして、12世帯でございますから、これもかなりあるから、これで本当に対応できるのかなと思っておりますので、そこいらを今質問しておるわけです。そこいらを詳しく説明してくださいよ。

○議長（壇 康夫君）

境都市計画課長。

○都市計画課長（境 秀俊君）

家財の160千円の件ですけれども、これは被災した家庭で、今、民間を借り上げて住んでいただいております。その方たちの対象のやつです。（発言する者あり）はい。お願いします。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「その対象やったら、そうですね。わかりました」と呼ぶ者あり）いいですか。（「ええ。そいけん、応急的、応急外のやつはどれくらい……」と呼ぶ者あり）いや、質問があるんだったら、手を挙げてお願いします。ちょっとお待ちください。坂口市民生活部長。

○市民生活部長（坂口祐二君）

別の制度として、今度指定になりました、被災者生活再建支援制度というのがございまして、これはどういうふうなところが対象になるかということ、全壊した世帯、それと半壊の場合は、その住宅を解体した世帯、それと大規模半壊世帯ですね、こういうふうなところが対象になるわけですけれども、その世帯に対して、全壊の場合は1,000千円、それから半壊で解体した場合も1,000千円、大規模半壊の場合は500千円という基礎支援金と、それから加算支援金というのがありまして、さらに建設購入した場合は2,000千円、補修の場合は1,000千円というような生活支援金制度が別にございます。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

今御説明いただいて、よくわかりましたけれども、それについては、結局、9月補正予算で計上されるという状況ですか。

○議長（壇 康夫君）

坂口市民生活部長。

○市民生活部長（坂口祐二君）

これにつきましては、直接うちのほうとして支給するということじゃなくて、被災者生活再建支援法人というのがありまして、財団法人都道府県会館というところが支援金の支給を行うということになります。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

では、私も質問させていただきます。

最初に時間外手当とかについて質問があったときに、答弁の内容とかをちょっと聞いていて、非常に不十分だなというような感じがしますね。ですから、できるだけ聞かれたことだけに対して答えて、全体的なことについては十分に、わかりやすいような説明をしないような答弁のやり方というのがちょっと気に食わんなというふうに思っております。

といいますのは、例えば、休日出勤手当についても、例えば、夜10時以降から朝6時やったかな、それはまた違うでしょうが。そういうのが入っておるわけでしょう。ところが、あなたは時間外手当について質問があったら、そこまで答えてやらにゃいかんわけ。だから、私はたまたま知っておるからいいけど、知らない議員さんたちは、そういうのはもうないかと思っておるんじゃないかと。一般の人も、なかなかそういうふうに思うわけですよ。

それで、私は前回の一般質問に間に合わんやったけど、その中でも、やっぱりみやま市だけ突出して休日出勤手当が40.5万円、これはちょっと2年ぐらい前のホームページを見ただけだけれども、よその柳川とか筑後市とかは半分ぐらいになっておるわけね。

それで、また4番議員の方が質問されたときも、例えば、休日出勤手当がどうなっているかと言ったら、規定がこうなっておりますと、詳しく書いたものを配ったりして、ですから、これは休日にとらせられませんとか、そういった話をせんと、いや、規定にありますからということではっきり言うわけやろう。説明になっておらんわけよ。ですから、例えば、休日で代休をとらせた場合は、2割5分だけ手当をやっておりますとかね。この人は休日やったから、3割5分だけやって、あとは代休をとらせませんとか、そういった説明をしてやらないと、非常に不親切だなという感じがしますね。

ですから、私もちょっとここで改めて質問しますけれども、よくわからない面があるから質問するんだけど、例えば、職員宿日直手当、それから管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当とか、こういうのがありますけど、そいけん、ここら辺もちょっと皆さんに説明してやってほしいと思うんですよね。部課長というのは6千円、これは24時間働いても6千円なのかね。例えば、8時間過ぎたらもう残業をもらえないとか、しないのかとか、私もここにきは知らんから、そこら辺ももう少し説明してやってほしいというふうに思いますね。

それと、やっぱり一般の人に対しても、職員もボランティアでやっていますというようなことを言う必要はあるけれども、やっぱり休日出勤手当というのは、例えば、祭りに出て、複数の区長さんとか公民館長はほとんどもうボランティアでしょうが。何で職員は1人当たり400千円かと、こんなふうになりますからな。そこらの説明責任もある程度はあると思いますよ。ですから、できるだけ代休で持ってくる。企業なんかは全部そうですもんね。できるだけ代休で持って行って、人件費を削っていくという方向性を示していただきたいのが希望でございます。

以上。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

田中議員のただいまの御質問の件ですけれども、先ほど時間外勤務手当につきまして、一定労働基準法に基づいて、時間単価に割り増しをするような形になっておるということで御説明をさせていただいたところでございます。

当然、今言われたとおりに、深夜勤務、夜の10時から朝の5時までの時間帯についてはさらなる割り増しがございます。通常の割り増しに加算して25%加算ということでなっているところでございます。

その分で、一応先ほどお配りしております資料で計算している分でございますけれども、あくまでも全体の平均で、その割り増しをしたところでの平均で試算をさせていただいているところでございますので、御了解をお願いしたいと思います。

それから、宿日直手当につきましては、この分は深夜、先ほど夜の10時から5時で当直勤務等をした職員については時間外勤務手当じゃなくて、宿日直手当で対応しているということでございます。1人当たり一昼夜4,200円ということになっております。

それから、管理職の特別勤務手当、これは条例のほうでは1回につき4千円ということになっております。これは、6時間を超えた場合は6千円という規定になっておりまして、今回の場合についてはもうほとんど6時間を超えるような対応をしておりますので、1人当たり6千円と。これは24時間勤務しても、管理職については6千円ということで、もう定額になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。（「いや、代休の件はどういうふうに」と呼ぶ者あり）吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

代休の件につきましても、基本的に制度といたしましては、先ほどお答えしたかと思えますけれども、事前に休日勤務等がわかっておった場合については、それにかえる日をあらかじめ指定して、休日を勤務日に振りかえるわけでございます。（発言する者あり）はい。来週の日曜日はこういうイベントがあるから出ると、その部分は超勤手当ではありませんよ、振りかえ休日ですよという形でやる制度でございます。

今回については、そういう対応ができなかったというのは、緊急に、災害ですから、いつでも突発なんですけれども、あらかじめ振りかえることができなかったということでございます。ただし、28日以降の休日勤務については振りかえで対応するというようにいたしております。よろしく願いいたします。（「じゃ、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

いいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第5号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

お諮りします。承認第5号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認について（専決第6号 平成

24年度みやま市一般会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

日程第5 承認第6号

○議長（壇 康夫君）

日程第5．承認第6号 専決処分の承認について（専決第7号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

承認第6号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を平成24年7月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ24,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ422,833千円といたしております。

九州北部豪雨により、本郷地区の公共下水道施設が浸水し、マンホールポンプ制御盤の交換や管渠の洗管が必要となるものでございます。

歳出予算に災害復旧工事費24,300千円を追加し、財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

以上、承認第6号 専決処分の承認について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第6号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

お諮りします。承認第6号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認について（専決第7号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））は承認することに決定しました。

日程第6 議案第41号

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 議案第41号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第41号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ16,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,836,777千円といたしております。

今回の九州北部豪雨による被害の甚大さに鑑み、床上浸水の被害に遭われた方に対し、1世帯当たり100千円の見舞金を支給するものでございます。

歳出予算の3款4項1目、災害救助費に災害見舞金16,000千円を追加いたしております。

なお、被災家屋の状況調査は現在も引き続き実施いたしておりますが、床上浸水は160世帯と見込み、計上いたしております。

また、財源につきましては、財政調整基金繰入金10,000千円と前年度繰越金6,000千円により賄うものでございます。

以上、議案第41号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで質疑を行います。質疑はありますか。2番野田力君。

○2番（野田 力君）

考え方をちょっと教えていただきたいと思っておりますが、要するに、全壊、流出までした方、それから大規模の半壊の方、それと最終的には床上浸水という状況の方たちを対象としてお見舞いをするということ、これは確かにお見舞いは大切なことですが、全壊の方たちに対しては、本当に心痛な思いだろうと思っておりますので、床上浸水の方も大変困られたと思っておりますが、度合いがちょっと違うようでございますので、そこいらが何でそれを一括して、まとめて、全部押しなべた100千円になったのか、そこいらの御説明をお願いしたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も今の野田議員の考え方に非常にそうだろうと思うんですけど、なかなかどれだけやったらいいかというのは難しい問題でございます、特に、この件は八女市、それから柳川市、そしてみやま市、全部歩調を合わせようということになりまして、一応床上浸水、見舞金100千円ということで決めたわけでございます。

ただ、そういった全壊、半壊の件につきましては、先ほど市民生活部長から申し上げましたような救済の方法もございまして、それで対応していただく。また、本当に全壊された方、あるいは半壊、もうほとんど全壊に近い方に対しては、今後も検討課題として残しておきたいと思っておりますので、現在のところ、一応床上浸水100千円ということで御理解をいただきたいと思っております。一応見舞金でございますので。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

他の市町村と横並びということも、それは相当な考えの末でございますので、皆さんたちも御理解をされるだろうと思っております。そういった考え方をやはり市民の皆さんにも御理解されるようなことで周知していただきたいなど。そうすることによって、あの人たちはかわいそうだなというやつが、要するに感情的なやつが巻き上がらないだろうと思っておりますので、どうぞそこいらをサポートしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第41号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第41号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回みやま市議会臨時会を閉会します。

午前10時46分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 内 野 英 則

みやま市議会議員 小 野 茂 樹